

佐賀県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道 小城富士線	小城市小城町畑田字布施ケ里天神 三角一〇三八番一地先から 小城市小城町畑田字散三本十五割 二四六〇番一地先まで	平成二二・一・一九